



フォンテ竜南ファイターズ チーム規約

第一章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本クラブは「フォンテ竜南ファイターズ」と称し、その事務所は、静岡県静岡市葵区北安東4丁目28番3号に所在する

(運営)

第2条 本クラブの運営は株式会社ドリームプロジェクトが行う

(目的)

第3条 本クラブはサッカーを通じて青少年の心身の健全な育成を図り、地域の振興に寄与することを目的とする

第二章 会員

(入会資格)

第4条 本クラブに入会できる者は、クラブに定められた資格に該当し、本クラブの規約に賛同した者とする

- ・スポーツを行える健康状態であること
- ・親権者の許可を得た者であること
- ・所定の入会申込書に必要事項を記入捺印して提出すること

(費用)

第5条 本クラブの活動費はフォンテ竜南ファイターズ募集要項に定め、要項によって納めるものとする

(保険)

第6条 会員は入会と共にスポーツ安全協会の保険に加入する。(手続きは本クラブで行う)本クラブの活動、移動中に怪我をした場合は事故発生から1ヶ月以内に状況を報告すること。

(遵守事項)

第7条 会員は次の事項を遵守しなければならない

- ・本規約を遵守し指導者の指示に従うこと
- ・秩序を守り、学業も努力すること
- ・生活面でも自覚を持った常識的な行動をとること

(休会)

第8条 会員が休会する場合は、担当指導者を経てその理由を代表者に届け出て、クラブの了承を得なければならない。前月の10日まで(5月から休会の場合4月10日)に所定の休会届出書の提出をもって休会とする。期日までに届出が終了しない場合、会費は発生する。

(退会)

第9条 会員が退会する場合は、担当指導者を経てその理由を代表者に届け出て、クラブの了承を得なければならない。前月の10日まで(5月から退会の場合4月10日)に所定の退会届出書の提出をもって退会とする。期日までに届出が終了しない場合、会費は発生する。また、会費の未納がある場合は、これを完納するものとする。

第三章 年会費及び会費

(年会費)

第10条 すでに納めた年会費は、特段の事由がない限り原則として返還されない。

(会費)

第11条 月会費は銀行自動振替により、毎月末日に翌月分を納入する。すでに納めた会費は特段の事由が無い限り原則として返還されない。振替手数料110円は会員の負担とする。

(入会金・会費等を変更)

第12条 本クラブは年会費・会費等を変更することができる

第四章 会員の義務

(除名)

第13条 次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本クラブは、該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができる

(1)本クラブの名誉を傷つけたり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき

(2)本クラブの規約またはその他の規則、規定に違反したとき

(3)会費、その他の支払いを2か月以上滞納し、本クラブより督促を受けても、なお所定の期日までに支払いのないとき

(4)その他、処分を相当とする行為があり、本クラブがそれを決定したとき

(事故の責任)

第14条 会員はグラウンド等施設利用の諸規則を守り、指導者の指示に従って行動する者とし、活動中に起きた事故については、保険の範囲内で対処する。また盗難・傷害等が起こってもクラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

第五章 その他

(細則)

第15条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本クラブが別に定めるものとする

(規約の改定)

第16条 本規約の改定は本クラブが必要に応じ、これを行えるものとする

(施行)

第17条 本規約の施行は 2020 年 4 月 1 日より施行する